

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令について

1 改正の必要性

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「整備政令」という。）の施行により、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」という。）第 10 条が改正され、同条に規定されている「政令で定める官署又は事務所」が削除されることに伴い、同条を引用している失業者の退職手当支給規則（昭和 50 年総理府令第 14 号）第 6 条第 3 項の規定について所要の整備を行う必要がある。

2 現行の規定の内容

国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項において、失業者の退職手当は公共職業安定所を通じて支給することとなっているが、その特例として政令で定める職員（以下「特例職員」という。）については、「その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所」を通じて支給することとなっている。

同法の特例を受けて、施行令においては、現業職員である国有林野事業職員及び特定独立行政法人職員を特例職員として規定しており、国有林野事業職員に対する支給官署は当該森林管理署又は森林管理署の支署、また、特定独立行政法人の職員に対する支給事務所は当該特定独立行政法人の事務所と規定している（施行令第 10 条）。

また、失業者の退職手当支給規則第 6 条第 3 項等においては、特例職員に係る支給官署又は事務所に関する失業者の退職手当の支給細則を規定している。

3 改正の内容

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 42 号）の施行に伴い、国有林野事業職員が非現業職員となることから、整備政令案において、他の非現業職員と同様に、失業者の退職手当を公共職業安定所を通じて支給できるよう施行令第 10 条の改正を行なった（国有林野事業職員に係る特例職員及び支給官署又は事務所の規定の削除）。失業者の退職手当に関する細則を定めている失業者の退職手当支給規則第 6 条第 3 項において、特例職員に係る支給官署及び事務所を「施行令第 10 条に規定する官署又は事務所」と規定している。今般の施行令改正により「施行令第 10 条に規定する官署又は事務所」

が存在しなくなったこと、また、そもそも特例職員に係る支給官署及び事務所の特例の直接の根拠規定は法第 10 条第 1 項であることから、失業者の退職手当支給規則第 6 条第 3 項の規定を「法第 10 条第 1 項に規定する官署又は事務所」に改める。

4 施行日

平成 25 年 4 月 1 日